

(平成24年8月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	4 件

徳島厚生年金 事案755

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成9年5月を24万円、同年6月を26万円、同年7月を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、当該期間における上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年5月1日から10年5月1日まで
A事業所に勤務していた期間のうち、平成9年5月1日から10年5月1日までの期間について、厚生年金保険の被保険者記録において確認できる標準報酬月額が、実際の給与支給額に見合う標準報酬月額より低く記録されているため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成9年5月から同年7月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、同年5月を24万円、同年6月を26万円、同年7月を24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無いため不明としており、こ

のほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が給料支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成9年8月から10年4月までの期間については、申立人から提出された給料支払明細書により、申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額より高額であることが確認できるものの、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年8月までの期間、39年4月から同年12月までの期間及び49年2月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年8月まで
② 昭和39年4月から同年12月まで
③ 昭和49年2月から同年12月まで

申立期間①については、国民年金の加入手続や保険料の納付に関与していないが、当時同居していた家族が納付してくれたはずである。

申立期間②については、A市区町村役場で加入手続を行い、自宅に来ていたA市区町村役場の女性集金人に保険料を納付した。

申立期間③については、昭和52年頃、B市区町村在住の兄と同居していた際に、B市区町村役場で加入手続を行い、過去の未納分も納付した。

全ての申立期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人の国民年金手帳記号番号(****-*****:昭和35年10月1日資格取得)は、最初の夫と夫婦連番で、国民年金制度発足時にC市区町村において払い出されているところ、C市区町村作成の国民年金被保険者名簿における申立人の国民年金記録に係る氏名及び住所は、申立人が最初の夫と離婚した昭和38年2月*日以後も変更されておらず、申立人及び最初の夫に係る36年4月から41年3月までの期間は、夫婦共に申請免除承認期間とされている。

また、申立人は、「二番目の夫と一緒にA市区町村役場で国民年金の加入手続を行い、自分で保険料を納付するようになった。」としているところ、申立人の国民年金手帳記号番号(****-*****:昭和36年4月1日資格取得)は、昭和42年2月3日にA市区町村において払い出されてお

り、当該時点において、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付するには、追納又は特例納付によることとなるが、申立人に係る追納申出の記録は確認できない上、申立人から追納及び特例納付に関する供述は得られない。

- 2 申立期間③について、申立人は、「B市区町村に転居してから、過去に国民年金保険料の未納があるといわれたので、数回に分けて遡って納付した。」としているところ、i) 国民年金被保険者台帳により、申立人がB市区町村に転入した昭和51年11月1日において、申立期間③のうち49年2月から同年9月までの期間は、時効により納付することができないこと、ii) 前述の被保険者台帳によれば、申立人のB市区町村への住所変更に伴う被保険者台帳の移管は、昭和52年2月4日に行われており、当該時点において納付が可能であった50年1月から51年3月までの国民年金保険料が過年度納付されていることなどから、申立人が過年度納付を行った時点において、申立期間③の国民年金保険料は、時効により納付できなかった可能性がうかがえる。
- 3 このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から51年3月までの期間、52年4月から53年12月までの期間、54年7月から56年3月までの期間及び57年2月から平成14年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年7月から51年3月まで
② 昭和52年4月から53年12月まで
③ 昭和54年7月から56年3月まで
④ 昭和57年2月から平成14年3月まで

私は、婚姻を契機に国民年金に加入し、婦人会を通じて保険料を納付してきたにもかかわらず、申立期間を未納とされていることに納得できないため、確認の上、記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の前後に国民年金手帳記号番号が払い出された被保険者の資格取得状況等から判断すると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年7月頃にA市区町村（現在は、B市区町村）において払い出されたものと推認でき、当該時点において、申立期間①のうち、45年7月から49年3月までの期間の国民年金保険料は時効により納付することができないほか、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間は353か月と長期に及んでおり、申立人の妻の納付記録についても、申立人と同様に全ての申立期間が未納となっている。

さらに、申立期間①、②、③及び④のうち平成6年3月までの期間について、申立人は、「養父母が亡くなるまでの期間の国民年金保険料は養父母が納付してくれていた。」と供述しており、申立人自身は申立期間に係る保険料納付に関与しておらず、これら保険料納付等を行ったとする申立

人の養父母も既に他界していることから、当該期間に係る保険料の納付状況等は不明であるほか、申立期間④のうち、同年4月以降の期間について、申立人は、「養父母が亡くなってからは妻が納付するようになった。」と供述しているものの、申立人の妻から保険料納付に関する具体的な供述は得られない。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島国民年金 事案696

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの期間及び41年5月から46年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで
② 昭和41年5月から46年4月まで

厚生労働省の記録によれば、私は、昭和46年5月28日付けで国民年金に任意加入したとされているが、実際には、もっと早く加入手続をし、加入手続時点から、毎月、国民年金保険料を納付していた。

その後、A都道府県に住所を有していたときに、父から電話で特例納付の制度があることを教えられ、私が、加入手続前の国民年金保険料を遡って納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、「年金記録において確認できる国民年金被保険者資格取得日（昭和46年5月28日）より前に国民年金の加入手続を行い、毎月、申立期間に係る国民年金保険料を納付していた。」と供述しているところ、申立人の国民年金加入手続を行った時期に係る記憶は明確ではない上、国民年金受付処理簿、国民年金被保険者台帳及びB市区町村が作成した国民年金被保険者名簿索引簿のいずれにおいても、申立人の国民年金被保険者資格取得日は46年5月28日（任意加入）となっており、申立期間は国民年金未加入期間であることが確認できる。

また、国民年金受付処理簿における申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況を見ても、申立人の国民年金被保険者資格取得日に不自然さは見られない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

2 申立人は、「A都道府県に住所を有していたときに父から電話で特例納付の制度があることを教えられ、加入手続前の国民年金保険料を遡って納付した。」と供述しているところ、申立人の特例納付（納付対象期間、納付時期、納付場所及び納付金額）に係る記憶は明確ではない上、申立人の大学生であった期間に係る供述並びに申立人の夫の厚生年金被保険者記録及び婚姻日によれば、申立期間の大半は任意加入対象期間となり、当該期間については仮に国民年金被保険者期間であったとしても、制度上、特例納付することができない。

3 申立人に国民年金への加入や特例納付を勧めたとする申立人の父親は既に死亡しており、当時の状況について供述を得ることができない上、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島厚生年金 事案756

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、A共済組合の組合員であったこと、及び厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月9日から46年4月1日まで

私は、昭和45年11月9日から46年3月31日までB事業所に勤務した。当時は準職員として正社員に準じて勤務していたにもかかわらず、申立期間の記録が無い。調査の上、共済組合員又は厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C企業年金基金が保管する職員名簿により、申立人が申立期間にD事業所E部F課において、臨時雇（準職員）として勤務していたことは確認できる。

しかしながら、C企業年金基金は、「当時、臨時雇は、A共済組合の組合員となることはできなかった。」と回答している。

また、D事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間を含む昭和45年8月1日付け資格取得（整理番号58番）から46年4月18日付け資格取得（整理番号62番）までを確認しても、申立人の氏名は無く、欠番も無い。

さらに、事業所名称検索システムにおいて、B事業所が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない上、申立人はB事業所における同僚の氏名等を記憶していないことから、当時の同僚の供述を得ることができない。

加えて、D事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者13人から回答が得られたが、B事業所に勤務していた者がいないことから、申立人の給

与から厚生年金保険料が控除されたことをうかがわせる具体的供述は得られない。

このほか、申立人の給与から事業主により厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、共済組合員として勤務していたこと、及び厚生年金保険の被保険者として保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

徳島厚生年金 事案757

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年8月17日から平成元年8月1日まで
私は、A事業所（現在は、B事業所）に昭和63年8月17日入社し、平成23年10月15日まで勤務したが、申立期間の厚生年金保険記録がない。勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所への照会結果及び雇用保険被保険者記録により、申立人が申立期間についてA事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、B事業所は、「当時、雇用保険については、退職後の失業保険受給等の理由から、入社と同時に加入させていたが、厚生年金保険に関しては、当時は手取りの賃金が多い方を望む従業員が多かったので、本人から加入の有無について希望を聞いていた。加入を希望しない従業員に対しては、社会保険事務所（当時）に資格取得届を出していないし、その従業員に係る保険料を給与から控除していない。」と回答している上、B事業所が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書（副本）には、オンライン記録どおりの資格取得日が記載されていることが確認できる。

また、申立事業所において被保険者記録が確認できる者6人から回答が得られたが、このうち3人（申立人が同じC業務員をしていたとする同僚1人を含む）は、「会社から、厚生年金保険の加入希望を聞かれた。」と供述している上、当該6人のうちの4人は、雇用保険被保険者資格の取得日から遅れて、厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できることなどから判断すると、申立期間当時、申立事業所では必ずしも全

ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

このほか、申立人の給与から事業主により厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月16日から42年5月1日まで
日本年金機構に照会したところ、「A事業所」及び「B事業所」における厚生年金保険被保険者期間について、昭和42年12月25日に脱退手当金が支給済みとなっている旨の回答があった。

しかし、私が脱退手当金を受給したのは、「A事業所」における厚生年金保険被保険者期間のみであり、申立期間については受給していない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A事業所を昭和40年9月に退職し、その少し後に脱退手当金を受給した。」と主張しているところ、A事業所における申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和41年9月5日とされており、当該被保険者資格を喪失していることが脱退手当金の支給要件とされていることから、申立人が受給したとする時期に脱退手当金が支給されたとは考え難い。

また、脱退手当金の支給額は、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするところ、昭和42年12月25日に支給決定されている申立人の脱退手当金は、支給決定日前の全ての厚生年金保険被保険者期間である「A事業所」及び「B事業所」における期間を基礎として計算されており、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人が受給したとする脱退手当金の支給額(4万数千円)は、オンライン記録における申立人の脱退手当金の支給額(4万4,129円)とおおむね一致しているなど、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

徳島厚生年金 事案759

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月15日から同年5月10日まで

私は、A学校の紹介により、B事業所に入社し、C販売部門において外回りの営業及び店内におけるCの販売業務に従事していた。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

D学校から提出された申立人に係る履歴書によれば、申立人が申立期間においてB事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B事業所は、「申立期間当時、入社後一定期間は、社会保険に加入させない者もいた。また、申立期間当時の社会保険及び労働保険関係書類を確認しても申立人の氏名は無い。」と回答している上、同僚の一人は、雇用保険被保険者資格の取得日においては既にB事業所で勤務していたと供述しているところ、厚生年金保険被保険者資格の取得日は、雇用保険の資格取得日の数か月後となっていることが確認できるなど、B事業所では、必ずしも全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる9人に文書等による照会を行った結果、申立人が記憶する同僚を含む5人から回答が得られたが、B事業所の申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについて供述は得られない。

さらに、前述の被保険者原票によれば、健康保険番号30番（昭和46年5月20日資格取得）から健康保険番号33番（昭和48年6月1日資格取得）ま

での記録に、申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。